

## 行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会第2回会議の論点(案)

**1 府民は京都府(行政)をどう捉えているのか。**

- 京都府行政に期待するもの、行政運営のあるべき姿等を議論する前提として、「府民は、京都府(行政)をどのように捉えているのか」理解する必要があると考えますが、府民は京都府(行政)をどのように捉えているとお考えですか。
- 教育、警察、道路・河川管理、児童相談、専門的保健事業等、京都府では府民生活に密着した多くの事業を行っていますが、府民からは、「府の姿が見えない」、「遠い存在である」という意見が多いと言われています。その原因・理由はどのようなものがあるとお考えですか。  
(例)
  - ・多様性、歴史的背景から全体像が持ちづらい
    - ・直接行政サービスを受けるのは市町村からであり、府は市町村の裏側にあるという先入観
    - ・府の府民に対するアクション不足(広報、府民との交流・協働の接点・機会不足等)
    - ・行政サービスの提供主体として、市町村・府・国という区分けの認識が不足等
- また、府民にもっと見える存在になる必要があると考えますが、府(行政)がもっと身近で、見える存在になるためにはどうすればよいとお考えですか。

**【第1回会議での意見等】**

- ・小さな町の方が住民の意識は高い。率直にみて府民としての意識は薄いように感じる。  
(でも、府事業等への参加機会があれば、住民は盛り上がる。)
- ・府は南北に長く、府としての一体性が醸成しにくいのは事実。
- ・府というのは一体どういうものなのかということが普通の人には見えにくい。京都市のやっていることとの違いがわからない人が大半ではないか。

## 2 府民は京都府に何を求めているのか。また、どういう行政(運営)を期待しているのか。

- 京都府行政に期待するもの、行政運営のあるべき姿（どういうことをしっかりと踏まえて行政を行っていこうとするのか、何が一番必要で、どういう方向で進めるべきか、どういう視点で行政運営、施策を展開していくのか）に対する意見の中で、抽出された普遍的なものが「行政運営の基本理念・原則」に結びついていくと考えられますが、行政に期待するもの、あるべき姿、行政運営を行う上で基本となる考え方について、どのようにお考えですか。

### 【第1回会議での意見等】

- ・基礎的自治体がある中で、府は何をするのか、すべきなのか、その切り分けを明確化することが必要。
- ・府はどうあってほしいかという府民の思いを大切にしないといけない。府と市町村がうまく連携して住民のために行政をやってほしい。今のままでは遠い存在だ。
- ・府と市町村が一緒のところで話し合うことで、何かが生まれるのではないか。
- ・地方と住民、地方と地方、地方と国などの関係の中で地方の自主性が求められる。
- ・市町村と府とが当事者として連携していく方向性を示す。府民、市民の立場に立って方向性を出して市町村と府との意思疎通をしていく方向性があるべき。
- ・国、府県、市町村の関係で、特に国のブレた方針の中で混乱が起きる事例が多い。その場合に自治体が、府がどう行動すべきなのか、そういった基本があるべき。
- ・市民はまだ成熟し切れていないところがあるが、住民の活動の底上げの支援や情報提供などは府の役割として重要。
- ・特殊な関係にある京都市の存在をどう扱うかが重要。
- ・現行の地方自治法が大きな枠を示していて、各自治体がその実態に合わせて運用している中で、それを再編集しながら、府としての独自性を考えていかなければならぬ。
- ・現場の目線で、府が何をすべきか、目指すべき方向をどう示すかということではないか。
- ・多様性が背景にある中で、府民の立場に戻って、府民の判断が府政に反映していくようなルールが必要。
- ・時代の変化に対応した内容にする必要がある。
- ・地域重視の流れの中、普遍的な理念を今の施策とどのくらいまでつなげ、具体化していくのかが大切ではないか。

### 【先例の基本条例に示された理念（例）】

- ・県民のための県政運営による県民が望む地域社会の実現（神奈川県・条例素案）
- ・市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進（静岡県富士見町）
- ・個性豊かで活力に満ち、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現（埼玉県久喜市）
- ・地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会の創造（三重県名張市） 等

### 3 京都府が基本条例を制定する目的・意義(必要性)とは。

- 憲法、地方自治法では、地方自治体の運営について具体的な基本理念・原則が明確に示されていませんが、地方分権が進む中で、京都府においても具体的な行政運営の基本理念・原則等を、議会が承認する条例という形で府民に示し、地方自治（体）のあるべき姿を共有することは意義があると考えますが、条例を策定する意義・必要性についてどのようにお考えですか。

#### 【条例制定の目的・意義（必要性）の考え方（骨子案例）】

憲法や地方自治法等、法律には地方公共団体の役割や、運営の基本等が明確に規定されおらず、こうした状況のままで地方公共団体は今まで行政を実施してきた。京都府においても、行政運営の理念や基本となる考え方がないまま府政を進めてきた。

しかし、地方分権の進展に伴って、地域がそれぞれの特性に応じた地域づくりを住民の自己決定、自己責任に基づいて総合的に進めていくことが必要になる中で、府の行政の基本理念や基本原則を定め、それに基づいて行政を進めていく必要がある。

こうした行政運営の基本理念・原則とは、府民全体で共有していく普遍的なものであるべきであり、議会の議決が必要な条例の形で定め、明確に位置づけることが適当である。

#### 【第1回会議での意見等】

- ・知事が替わっても、行政の基本は変わるものではなく、こうした一貫した理念や原則を示す存在としての条例があるのである。
- ・府政運営のあり方を府民と共有していくのだというこの明確な形として条例が必要だと考える。
- ・議会の議決を経るという重みと同時に、その内容については責任を持つという意味があると考える。
- ・条例によって、府民にどのような効果や影響が出てくるのかを明確にしていく必要がある。
- ・自治という領域と自治体の領域とは必ずしもきれいに重なるものではないが、自治体の立場、姿勢、運営方法、役割などを規定する条例なら制定できるのである。
- ・手足のついた自治体とは何だということを再定義していく。特に2000年以降の分権改革の中でそれを再定義するというものがあるのでないか。

#### 【府県における条例の目的・意義(必要性)等】

##### 〔北海道〕

- ・道の不正経理や官製談合などの不祥事により失墜した道政の信頼を建て直すため、本格的な分権型社会に必要な北海道の新しい自治のシステムを構築する必要性の高まり
- ・前知事の公約「新世紀北海道の地域政府の実現に向けた基本事項を明示するとともに、道政への道民意思の反映システム等行政運営の基本原則を定める行政基本条例の制定」

〔神奈川〕※検討中

- ・現知事のマニフェストに都道府県レベルで初めての「自治基本条例の制定」を掲げる
- ・県民に自治体運営をわかりやすく、神奈川の政府というのはどういうことをするところなのか、そして県民とはどういう関係なのか、しっかりと示す基本法のようなものがあるべき

〔栃木〕※検討中

- ・県民一人ひとりが「新たな公を拓く」という考え方で立ち、それぞれの立場や垣根を越えて連携・協力していく「協働」を新しい総合計画(平成18年2月)で提唱
- ・地方分権時代にふさわしい新たな自治を創造していくために県民との協働による県政を推進する方向

→「自治基本条例」が、県民が主役となる県政を実現する上で重要な役割を果たすもの

【市町村における条例の目的・意義(必要性)等】

- ・まちづくりに関する具体的な事項を定めるとともに、住民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにし、住民自らがまちづくりに参画し協働することによって、住民自治の実現を図ること。
- ・自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現すること。
- ・自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指すこと。他

#### 4 条例の価値を共有するための府民参加のプロセスとは。

- 行政運営の基本となるべきものは知事の発想だけで決めていくものではなく、条例の策定過程において、府民が条例の価値を共有し、府民レベルで条例の必要性を認識してもらう必要性があると考えますが、そのためにはどのような取組を行うべきとお考えですか。

##### 【第1回会議での意見等】

- ・問題になるのは、基本条例をつくるべきかということを議論するプロセスで、これまでの府政運営がどうであったかということが明らかになる。そちらの方が重要。
- ・なぜ条例をつくるのかが府民の方にもわかるものでなければならない。中間的自治体である府県レベルでは具体的にどうしていくのかが課題。そういう点では策定のプロセスが非常に重要。
- ・もっと府民の側にいって、府民の立場で書いていく。そうすると何が書けるかということが大切。そういうた過程なり、条例を通じて本当の府民参加が促される。

##### 【府県における取組例】

###### 〔北海道〕

- ・ホームページでの情報提供（北海道行政基本条例検討懇話会の議事内容、パブリックコメントの意見、市町村の意見等）
- ・パブリックコメント（1回）
- ・県主催のフォーラムの機会に条例案を説明し、意見聴取（7回）
- ・市町村への意見照会（1回）

###### 〔神奈川〕

- ・ホームページでの情報提供（神奈川県自治基本条例検討懇話会の議事内容、フォーラムの概要、パブリックコメントの意見等）
- ・基本条例をテーマにした地方分権フォーラム（11回）、ワークショップ（2回）開催
- ・パブリックコメント（条例の第1次素案に1回、第2次素案に1回）

###### 〔栃木〕

- ・とちぎ自治基本条例(仮称)検討懇談会の委員公募（審査の結果公募委員は不採用）
- ・ホームページでの情報提供（とちぎ自治基本条例(仮称)検討懇談会の議事内容等）